

千趣会Vivace カード会員特約

第1条(名称)

本カードは千趣会ゼネラルサービス株式会社(以下「SGS」という)と三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「千趣会Vivace カード」と称します。

第2条(会員資格)

当社に対し「三井住友カードゴールドローン会員規約」(以下「会員規約」という)および本特約を承認のうえ入会の申し込みをした千趣会会員の方で、SGS および当社が適格と認めた方を会員とします。

第3条(会員資格の喪失)

会員がSGS もしくは当社のいずれかからカード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより千趣会会員としての資格を喪失されるものではありません。

第4条(キャッシングリボの利率)

1. 本カード会員は、会員規約第25条にかかわらず、キャッシングリボの利率は、下記<キャッシングリボの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。
2. キャッシングリボの利率は、前年度の1年間(本項の年度とは、初年度は入会日からその1年後最初に到来する締切日まで、第2年度は入会日の1年後最初に到来する締切日の翌日から入会日の2年後最初に到来する締切日まで、以降同様の定義で定めるものとします)において返済の延滞がない等の当社所定の条件を満たす場合は、当社所定の方法により、下記<キャッシングリボの返済方法・回数、利率等>に定める利率まで引き下げする場合があります。但し、会員資格を取り消された場合、返済を延滞した場合(ローン終了後の延滞を含む)、本特約または会員規約に違反した場合等の当社所定の事由に該当した場合には、会員資格の有無にかかわらず、当社は利率の引き下げを取り消すことができるものとし、本但書きの規定はローン終了後も有効に存続するものとします。また、当社は、本項に定める引き下げ条件を翌々年度からの引き下げ分(即ち、翌年度に満たす必要のある引き下げ条件)から変更できるものとし、本項に定める取消事由を翌年度分から変更できるものとします。

<キャッシングリボの返済方法・回数、利率等>

利用枠	実質年率	返済方法	返済期間・返済回数
100万円	12.8%(11.6%)	元金定額返済 ボーナス月増額返済あり	最長4年3ヶ月51回 (ご利用枠100万円、実質年率12.8%、毎月返済額2万円、100万円をご利用の場合)
50万円			
30万円			

※ ご返済期間・回数はご利用内容によって異なります。 ※ ()内の利率は引き下げ利率下限となります。

第5条(会員規約の適用)

1. 本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。
2. 本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。

第6条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後、本カード会員がカードを利用したときには、本カード会員はその改定を承認したものとみなします。